



第1回DEI推進フォーラム
「東北大学が目指すDEIとはー サポートする現場から」

2024年2月28日(水) 13時-15時

東北大学における 障害のある学生への支援の 実際

学生相談・特別支援センター
特別支援室 相談員
高橋 真理

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University



本日の内容

1. 障害学生支援に関する社会的動向および本学の支援体制
2. 障害のある学生からの相談例
3. 支援の実際と課題

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University



1. 障害学生支援に関する社会的動向 および本学の支援体制

高等教育機関における障害学生数の推移



- ・ 障害学生在籍学校数 970校
全学校数 1,174校
- ・ 障害学生数 49,672人
(全学生数の1.53%)

病弱虚弱

発達障害

精神障害

図 日本学生支援機構（2023） 障害のある学生の修学支援に関する実態調査
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/2022.html



基本的な考え方：「改正障害者差別解消法」

改正障害者差別解消法（令和3年5月改正 令和6年4月施行）

不当な差別的取り扱いの禁止

- ・ 国・地方公共団体等（国公立大学）
- ・ 民間事業者（私立大学）

義務

例) 「障害のある方の入学や入室は認めません。」 (→禁止)
 「盲導犬の帯同しての入学は認めません。」 (→禁止)

合理的配慮不提供の禁止

- ・ 国・地方公共団体等（国公立大学）
- ・ 民間事業者（私立大学）

義務

東北大学高度教養教育・学生支援機構
 Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University



合理的配慮とは？

例) 運動機能に障害

授業の教室に行くには
階段を使わないといけない・・・

階段＝**社会的障壁**
 (階段ではあがれない)



合理的配慮＝例) 「教室変更」等



教室（3階）



教室（1階）

合理的配慮 (reasonable accommodation)

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための**必要かつ適当な変更及び調整**であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者権利条約 第二条 定義)

障害のある学生が他の学生と
 平等な学びのフィールドに立
 つために必要なこと

必要かつ適当な配慮を検討す
 る上で、対話が重要となる

特別支援室の業務内容

個別相談

障害や疾患を理由に生じる修学・学生生活・進路上の困り事に対し、必要な支援が得られるよう学内外の支援リソースにつなぐ、助言。

コンサルテーション

家族や教職員への相談。

学生サポーターの養成・派遣

修学支援（情報保障など）を担う学生サポーターの養成・派遣。

その他

学内バリアフリー化への提案等の実施。

障害のある学生および関係者への支援を行う全学的拠点。

視覚／聴覚／肢体不自由／病弱・
虚弱／精神／発達障害等



特別支援室における来談者数の推移

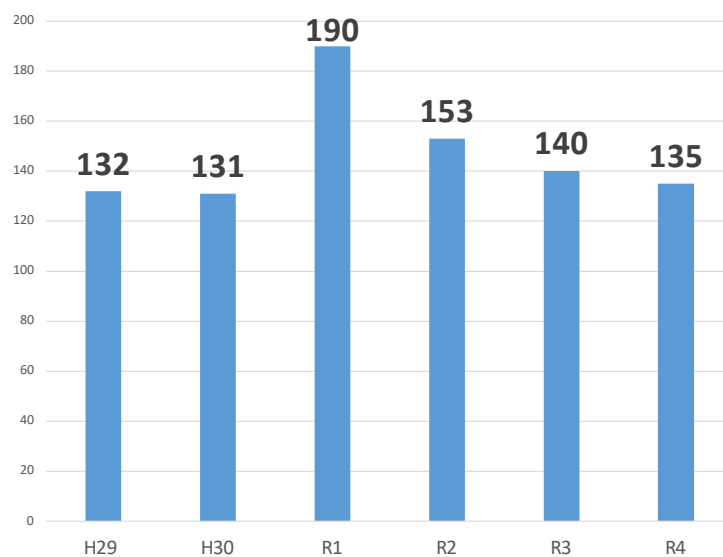


図 来談者数の推移 (人)

2. 障害のある学生からの相談例

学生が直面する困りごとの例

- 情報取得・整理ができない...
 - ・ 授業履修や授業に関する情報を取得できない。
 - ・ スケジュール管理ができない。
(提出締め切りを間違える、忘れる)
 - ・ 一人で時間割作成や履修登録ができない。

発達障害



学生が直面する困りごとの例

● 音声情報の取得等ができない...

- ・ 教員や周囲の学生の発言内容、映像音声を聞きとることができない。

聴覚障害

発達障害

● 視覚情報の取得等ができない...

- ・ 教科書、プリント等を読むことができない。
- ・ 筆記による課題作成に時間がかかる。

視覚障害

発達障害

学生が直面する困りごとの例

● 授業参加や課題をこなすことができない...

- ・ 自分の考えを整理することができない。
- ・ 自由度の高いレポートを書くことが苦手。
- ・ 計画的に課題をこなすことができない。
- ・ どの課題から手をついたら良いかわからない。
- ・ グループディスカッションや人前での発表ができない。
- ・ 不安感・焦燥感があり、授業に集中できない。



発達障害

精神障害

● その他

- 既存の机や椅子が利用できない。
- 教室間の移動に時間がかかる。
- 運動制限やアレルギー等により、
実技や実験に参加できない。
- 頻繁にトイレに行きたくなる。
- 定期通院のため授業を休まざるを得ない。

肢体不自由

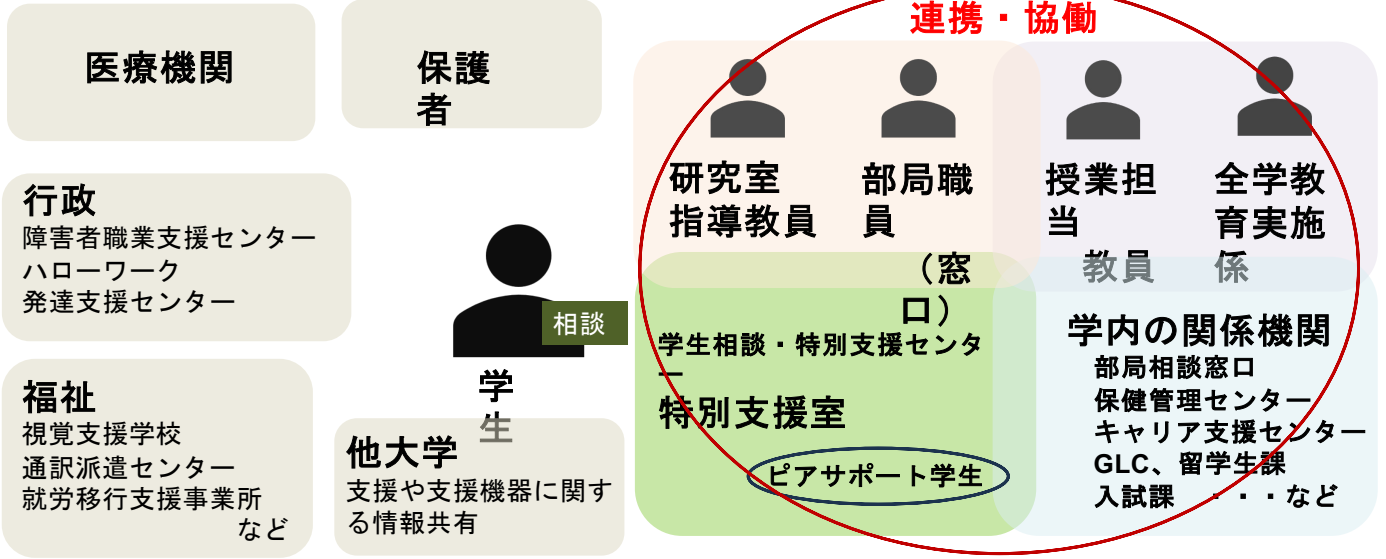
病弱・虚弱

※ すべての障害種
が該当

3. 支援の実際と課題



学内外における支援体制



ピアサポート学生（学生サポーター）

- ・ 修学上の支援は多くの人手が必要となり、学生の協力なしでは成り立たない。



聴覚障害学生への情報保障



視覚障害や肢体不自由学生へのテキストの電子データ化作業



学内のアクセシビリティ調査





支援をとおして見える課題

- ・ 年々、幅広いニーズへの対応が求められる。
- ・ 障害学生、障害支援担当部署だけでは支援体制は構築できない。
- ・ すべての部署、すべての構成員が共通の課題意識をもち、連携して支援していくことが必要である。
- ・ 「多様性」という言葉を再考する。
 - ・ ・ ・ 障害に限らずさまざまな個性・文化の視点をもつこと。
【年齢、性別、国籍、人種、民族など】

